

夕張市上水道第８期拡張計画に係る P F I 事業

P F I 事業者選定基準（案）

平成 22 年 8 月

夕 張 市

目 次

第1章 PFI事業者選定基準の位置づけ	1
第2章 事業者の選定方法	1
第3章 落札者決定の手順	2
1. 落札者決定までの手順	2
2. 各審査の内容	2
3. 落札者の決定	5
別紙1 技術評価の視点	6

第1章 PFI事業者選定基準の位置づけ

本PFI事業者選定基準（以下「選定基準」という。）は、夕張市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に準拠したPFI方式（Private Finance Initiative）による事業として、特定事業の選定を行った「夕張市上水道第8期拡張事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

第2章 事業者の選定方法

優秀提案選定のための審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置する夕張市上水道PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

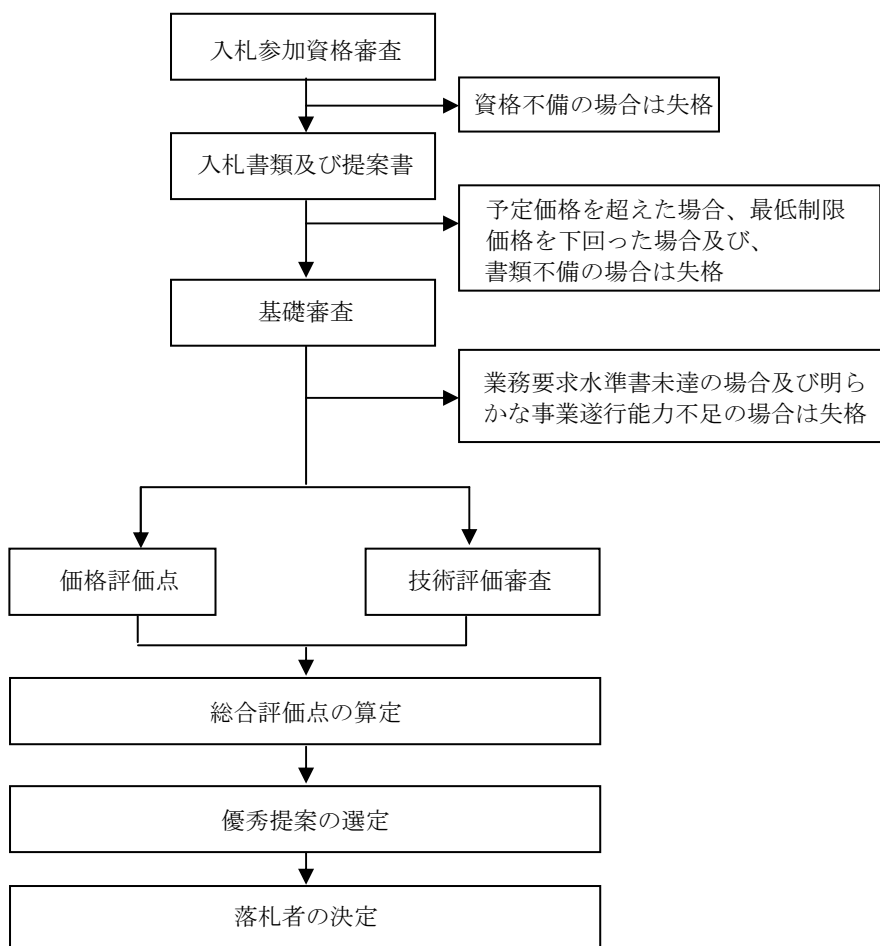
審査委員会委員名簿（50音順）

所 属	職	氏 名	備 考
株式会社NAOGS （株式会社マテック）	取締役会長 （顧問）	小笠原 紘一	行政経験者 （元北海道公営企業管理者）
夕張市役所	理 事	関下 祐二	（副委員長）
監査法人 夏目事務所	札幌事務所所長	正 木 潤	公認会計士
北海道大学工学部 衛生環境学コース	教 授	松 井 佳彦	衛生工学有識者 （委員長）
北海道環境生活部環境局 環境保全課	水道担当課長	湯 谷 仁康	行政経験者

第3章 落札者決定の手順

1. 落札者決定までの手順

落札者決定までの手順は、次のとおりである。



2. 各審査の内容

審査は、入札参加資格の確認、提案内容の審査の順に実施する。各審査の内容は、次のとおりである。

(1) 入札参加資格の確認

① 入札参加資格確認申請書等の確認

市は、本事業の入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）に求めた入札参加資格確認申請書等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

② 入札参加資格要件の確認

市は、入札参加者が入札説明書に記載した入札参加資格要件を満たしていることを確認する。入札参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

確認内容は、以下のとおりとする。

確認事項	確認内容
入札参加者の構成等	入札説明書「第3章1. 入札参加者の構成等」の各項目
入札参加者の資格要件	入札説明書「第3章2. 入札参加者の資格要件」の各項目

(2) 提案内容の審査

① 入札時の提出書類の確認

市は、入札参加者から提出された入札時の提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

② 入札価格の確認

市は、入札参加者が提出した入札書に記載された入札金額が、予定価格（入札書比較価格）以下で最低制限価格以上であることを確認する。予定価格（入札書比較価格）を超える場合及び最低制限価格を下回る場合は失格とする。

③ 基礎審査

市は、入札金額が予定価格（入札書比較価格）の範囲内である入札参加者を対象として、以下の審査を行う。

(ア) 業務要求水準達成の確認

提案内容が「入札説明書添付書類（1）業務要求水準書」に定めた業務要求水準を満たしているか否かを確認する。業務要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(イ) 事業遂行能力の確認

入札参加者の事業遂行能力について、企業の資力、信用力、債務返済能力、代替信用補完措置の面から確認を行い、明らかに業務遂行能力に不安がある場合には失格とする。

④ 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

$$\text{価格評価点} = (\text{最も低い入札金額} \div \text{当該入札参加者の入札金額}) \times 100$$

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

⑤ 技術評価審査

この技術の評価においては、入札参加者が提出した提案内容を別紙1の視点から審査項目及び配点に基づき、得点化（以下「技術評価点」という。）する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	配点
Q 技術評価点	100.0点
1. 旭町浄水場整備業務に関する事項	16.0点
1-1 浄水施設設計における提案	6.0点
1-2 排水処理施設設計における提案	2.0点
1-3 電気設備設計における提案	2.0点
1-4 環境への配慮	2.0点
1-5 設計共通事項	2.0点
1-6 工事における提案	2.0点
2. 清水沢浄水場整備業務に関する事項	20.0点
2-1 浄水施設設計における提案	7.0点
2-2 排水処理施設設計における提案	3.0点
2-3 電気設備設計における提案	3.0点
2-4 環境への配慮	3.0点
2-5 設計共通事項	2.0点
2-6 工事における提案	2.0点
3. 旭町浄水場維持管理業務に関する事項	17.0点
3-1 運転管理業務における提案	3.0点
3-2 保守点検業務における提案	3.0点
3-3 水質管理業務における提案	3.0点
3-4 修繕、機器交換業務における提案	3.0点
3-5 災害・事故対応における提案	3.0点
3-6 その他業務における提案	2.0点
4. 清水沢浄水場維持管理業務に関する事項	17.0点
4-1 運転管理業務における提案	3.0点
4-2 保守点検業務における提案	3.0点
4-3 水質管理業務における提案	3.0点
4-4 修繕、機器交換業務における提案	3.0点
4-5 災害・事故対応における提案	3.0点
4-6 その他業務における提案	2.0点
5. 場外施設維持管理業務に関する事項	8.0点
5-1 運転管理業務における提案	3.0点
5-2 保守点検業務における提案	3.0点
5-3 その他業務における提案	2.0点
6. 事業計画に関する事項	8.0点
6-1 事業の安全性	4.0点
6-2 事業の実施体制	4.0点
7. 全体に関する事項	14.0点
7-1 提案全体のバランス	2.0点
7-2 先進性	2.0点
7-3 独自性	2.0点
7-4 コスト縮減方策	2.0点
7-5 地域貢献度	6.0点
M 価格評価点	100点
総合評価点 合計 (Q×0.7+M×0.3)	100点

⑥ 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い、得点化する。
なお、技術評価点は、小数点第2位までを求める。

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.70
やや優れている	C	配点×0.30
特に優れている点が認められない	D	配点×0.00

(3) 総合評価点の算定及び優秀提案の選定

① 総合評価点の算定

各入札参加者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点を算出する。

技術評価点と価格評価点のウェイトは、7:3とする。

技術評価点×0.7と価格評価点×0.3の合計値が総合評価点となる。

② 優秀提案の選定

各入札参加者の総合評価点が最も高い提案を優秀提案とし、優秀提案に選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が2以上あるときは、当該提案者によるくじ引きにより決定する。

3. 落札者の決定

市は、審査委員会の選定結果に基づき、落札者を決定する。

別紙1 技術評価の視点

審査項目		主な審査の視点	
大	中分類	小分類	視 点
1 / 2 浄水場整備業務に関する事項	1 浄水施設設計における提案	処理方式	浄水場原水水質に対する浄水処理の確実性について提案の内容とその具体性を評価する。
		ろ過装置 (安定性)	ろ過施設の通常時の維持管理における必要な浄水能力の確保対策等について、提案の内容とその具体性を評価する。
		ろ過装置 (安全性)	膜ろ過の場合、膜損傷時等の安全対策、対処方法の内容とその具体性について評価する。砂ろ過の場合、ろ過水濁度の管理方法、濁度上昇時の対処方法の内容とその具体性について評価する。
	2 排水処理施設設計における提案	薬品注入設備の安全性	薬品を確実に注入する方法について、提案の内容とその具体性を評価する。
		排水処理方式	排水処理方法の確実性、返送水の安全性確保等について、提案の内容とその具体性を評価する。
	3 電気設備設計における提案	膜モジュールの薬品洗浄廃液 (膜ろ過提案の場合)	薬品洗浄廃液の処分方法について、提案の内容とその具体性を評価する。
		電気計装設備	電気計装設備の性能、操作性について提案の内容とその具体性を評価する。
	4 環境への配慮に関する提案	監視制御設備	対象施設を適切に運営できる中央監視の役割の明確化、中央での操作内容等について、提案の内容とその具体性を評価する。
		原水水質の確認方法	原水水質の変化への対応方法について、内容と具体性を評価する。
	5 設計共通事項	環境対策	整備施設、設備に対して、環境面を配慮した事項とその具体性を評価する。
	6 工事における提案	構造物の構造仕様	土木・建築構造物について、提案の内容とその具体性を評価する。
		配置計画	構造物外装や外観及び配置に伴う動線について、提案の内容とその具体性を評価する。
3 / 4 浄水場維持管理に関する事項	1 運転管理業務における提案	工事業務	工事業務の提案について、提案の内容とその具体性を評価する。
		浄水施設の運転管理	原水水質の変動を考慮した浄水処理の各工程の運転、管理体制について、提案の内容とその具体性を評価する。
		薬品注入設備の運転管理	薬品設備の各工程の運転、管理体制について、提案の内容とその具体性を評価する。
		排水処理施設の運転管理	排水処理の各工程の運転、管理について、提案の内容とその具体性を評価する。
		必要な資格・資質・能力 社員教育、技術の向上	運転員の構成や資格取得者の配置人数等について、提案の内容とその具体性を評価する。 運転員の資質向上に向けた取組みについて、提案の内容やその具体性から評価する。
	2 保守点検業務における提案	建築物・土木構造物の点検管理	日常及び定期点検、保守点検について提案の内容や具体性を評価する。
		各種設備の点検管理	日常及び定期点検、保守点検について提案の内容や具体性を評価する。
	3 水質管理業務における提案	水質管理計画	水質管理計画について、浄水水質の安全性、安定性確保の観点から、提案の内容、具体性を評価する。
	4 修繕、機器交換業務における提案	修繕計画	計画的修繕計画、故障等発生時における対応等について、提案の内容や具体性を評価する。
		機器交換計画	機器交換業務について、機器交換頻度、交換後の機器のリサイクルに関する見直し等に関する提案の内容やその具体性から評価する。
	5 災害・事故対策対応における提案	緊急時の体制と対応	緊急時の対応について、提案の内容と具体性を評価する。
		機器類等の事故 対策	機器類の異常時対策やシステムの信頼性について、実績や具体性を評価する。
6 その他業務における提案	見学者対応、各種調達管理業務、警備、清掃、除雪、植栽管理業務	次の業務について、提案内容や具体性について評価する。 1. 見学者対応 2. 消耗品調達管理 3. 薬品調達管理 4. 植栽管理 5. 清掃業務 6. 除雪業務 7. 場内施設警備	
	5 1 運転管理業務における提案	場外施設運転管理業務の人員配置、業務体制、異常時における対応方針等、場外施設の監視体制について、提案の内容や具体性を評価する。	
	2 保守点検業務における提案	点検の頻度、内容、及び異常発生時における対応方針等、保守点検業務における提案の内容や具体性を評価する。	
7 場に外関する維持管理業務	3 その他業務における提案	各種調達管理業務、警備、清掃、除雪、植栽管理業務	次の業務についての内容や具体性について評価する。 1. 消耗品調達管理 2. 薬品調達管理 3. 燃料調達管理 4. 植栽管理 5. 清掃業務 6. 除雪業務 7. 場外施設警備
	6 事業計画に関する事項	資金・収支計画の確実性	長期収支計画について、提案の内容とその具体性を評価する。
		1 事業の安全性	費用計画の妥当性
リスクへの対応			リスクの把握及び分担、リスク対応策について、提案の内容とその具体性を評価する。
2 事業の実施体制	適切な役割分担	構成員の役割分担の適切さ及び明確さ、運転管理業務の実施を担う者の実績を評価する。	
	適切なセルフモニタリング	業務の実施プロセス及び結果の把握方法、業務受託企業を要求水準達成に向かわせる仕組み、要求水準未達が継続した場合の対応方法、市が行うモニタリングとの整合が図られているかについて、提案の内容とその具体性を評価する。	
7 全体に関する事項	1 提案全体のバランス		提案内容の全体的なバランス、他の評価項目では評価の対象とならなかった提案について、提案の内容とその具体性を評価する。
	2 先進性		先進性があり、かつ、他の評価項目で評価の対象とならなかった提案を評価する。
	3 独自性		独自性があり、かつ、他の評価項目で評価の対象とならなかった提案を評価する。
	4 コスト縮減方策		施設整備工事と維持管理業務について、コスト縮減内容と提案の具体性について評価する。
	5 地域貢献度		工事段階及び維持管理段階における地域経済への貢献（地元企業の活用・市民の優先雇用など）及び、地域活動（町内会・地域福祉・環境美化・文化運動サークル・資源回収などのボランティア活動への参加、市イベントへの協賛など）への貢献に関する具体性及び積極性を評価する。